

障害児支援の受付・決定機関 (H29.6.1～)

サービス名		受付機関	決定機関
障害児 通所支援	放課後等デイサービス	就学以降	各区地域福祉課又は保健センター*
	児童発達支援	①福祉型児童発達支援センター ②児童発達支援事業所 (就学前)	各区地域福祉課 (市立児童発達支援センターの 利用申込みは子ども家庭課)
	医療型児童発達支援	医療型児童発達支援センター	
	保育所等訪問支援		
障害児相談支援		通所支援に付随	各区地域福祉課
障害児 入所支援	福祉型障害児入所支援		子ども相談所
	医療型障害児入所支援		

* 地域福祉課(身体障害・知的障害) 保健センター(精神障害・難病)
美原区はすべて地域福祉課